

資料No.2-2

雇用保険法施行規則等の一部を  
改正する省令案概要

## 特定就職困難者雇用開発助成金等における父子家庭の父の取扱について

### 最近の動き

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案が国会で可決・成立

第8条 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

○父子家庭の父についても、臨時・パート・派遣など不安定就労が増加し、低所得世帯も4割以上となるなど、母子家庭の母と同様、安定した就労につくのは厳しい状況

- ・臨時・パート・派遣など安定した就労についていない者の増加(平成18年6.2%→平成23年10.0%※)
- ・平均年収300万円未満層の増加(平成18年37.2%→平成23年43.6%※)

※全国母子世帯等調査結果

- ・児童扶養手当受給世帯も父子世帯の約3割と高止まり

### 今後の対応案

父子家庭の父(児童扶養手当受給者に限る)も母子家庭の母に準じ、

- ・特定就職困難者雇用開発助成金(雇用保険法施行規則に基づく雇入れ助成)
- ・訓練手当(雇用対策法施行規則に基づく求職者給付)
- ・特定求職者雇用開発助成金(雇用対策法施行規則に基づく雇入れ助成)

の対象とする。(平成25年3月1日施行予定)

## 労働移動支援助成金の拡充

### 趣旨

- 定年、解雇等により離職が予定されている高年齢者等や、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者のうち、再就職を希望する方について、再就職を支援する事業主に対し、助成金を支給することにより、円滑な労働移動支援の促進を図る。

### 助成内容

- 対象労働者の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その一部を助成する。
- 支給額  
民間職業紹介事業者への委託費用の1／2(対象労働者が55歳以上の場合は2／3)  
→45歳以上の方については2／3に拡充

### 対象事業主

- 再就職の支援についての計画(求職活動支援基本計画書又は再就職援助計画)を労働局に提出した中小企業事業主
- 離職から2か月以内(45歳以上の場合は5か月以内)に再就職を実現した中小企業事業主

### 施行日

- 平成24年度補正予算成立後(予定)